

◎交付対象者および有効期間

歩行が困難で以下の基準に該当する者

障がい者	身体障がい		身体障害者手帳の等級が下記の等級であること		無期限 平成29年4月1日より、有効期限が廃止されました。更新月を含めて3ヶ月前の1日から、更新の手続きができます。	
	視覚障がい		1級から4級			
	聴覚障がい		2級、3級			
	平衡機能障がい		3級、5級			
	肢体不自由	上肢		1級、2級		
		下肢		1級から6級		
		体幹		1級、2級、3級、5級		
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級、2級			
		移動機能	1級から6級			
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・直腸・ぼうこうの機能障がい		1級、3級、4級			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がい		1級から4級				
知的障がい		療育手帳の障がいの程度欄「A」				
精神障がい		精神障害者保健福祉手帳の障がい区分「1級」				
要介護高齢者等		介護保険被保険者証の要介護状態区分「要介護1から5」				
難病患者		特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾患医療受給者				
妊産婦等		母子健康手帳取得時から産後1年6カ月まで ※有効期間中に生後1年6カ月未満の乳幼児を同乗させる場合に限り、母親以外の方も使用できます。ただし、妊産婦のみで使用できるのは産後6カ月までです。		母子健康手帳取得時から産後1年6カ月		
けが人		けがにより一時的に歩行が困難で、医師の証明書等により駐車場の利用に配慮が必要と認められる方		最長5年（更新可）		
その他		上記以外の理由により歩行が困難で、医師の証明書等により駐車場の利用に配慮が必要と認められる方				

※利用証は、交付対象者が同乗する場合も使用できます。